

告示

埼玉県告示第五百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、神扇土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和五年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地
同	後上 孝	同 同 千五百五十三番地
同	澁谷 秀夫	同 同 千五百九十七番地
同	後上 正一	同 同 千五百二十六番地
同	後上 敏之	同 同 千五百二番地
同	内藤 健司	同 同 千六百九番地
同	岡田 健一	同 同 平須賀千七百二十五番地三
同	新井 克典	同 同 平須賀一丁目二百三十七番地
監事	後上 勝太郎	同 同 大字神扇千四百八十二番地
同	小沼 一	同 同 平須賀一丁目六十四番地
同	内田 清次	同 同 大字神扇千五百三十一番地